◇■◇ 平成27年度 第1回 那覇市総合教育会議 ◇■◇

日時: H27.6.12(金)10:00~12:00

場所: 庁議室(那覇市役所5階)

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
- (1) 那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について 【協議1】
- (2) 那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について 【協議2】
- (3) 那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱の策定について 【協議3】
- 4 その他
- (1) 会議議事録の公表、次回会議日程等について
- 5 閉会

◇総合教育会議 構成員

職名	氏 名	任期
教育委員 (委員長)	添石 幸伸	平成24年4月3日~平成28年4月2日
教育委員 (委員長職務代理者)	喜久里 美也子	平成 23 年 10 月 4 日~平成 27 年 10 月 3 日
教育委員	饒波 正博	平成 26 年 1 月 5 日~平成 30 年 1 月 4 日
教育委員	神村 洋子	平成26年4月8日~平成30年4月7日
教育委員 (教育長)	渡慶次 克彦	平成26年4月8日~平成30年4月7日
市長	城間 幹子	平成 26 年 11 月 18 日~平成 30 年 11 月 17 日

那覇市総合教育会議設置運営要綱 (案)

平成27年6月 日総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき設置する那覇市総合教育会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、本市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。
 - (1) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育及び 文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会(第8条において「構成員」という。)をもって 構成する。

(会議)

- 第4条 会議は、市長が招集し、市長が議事の進行を行う。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料すると きは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることが できる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者 又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことがで きる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、

又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要がある と認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、前条ただし書により非公開とした部分を除き、これを公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成 員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

那覇市総合教育会議傍聴要領 (案)

平成27年6月 日総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市総合教育会議設置運営要綱(平成27年 月 日総合教育会議決定)第10条の規定に基づき、那覇市総合教育会議(以下「会議」という。) の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議の開催場所の規模等を勘案して、傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

- 第3条 傍聴人は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で決定する。ただし、会議 開催予定時刻の15分前において、傍聴を希望する者が、前条各項の定員を超える ときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 2 傍聴人は、備付けの傍聴人名簿に氏名、住所及び年齢を明記し、係員の指示に従って傍聴席に入場しなければならない。

(傍聴の禁止)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 凶器その他会議を妨害すると認められる物品等を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他市長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語又は談話をすること。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食すること。
 - (5) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議を撮影し、又は録音してはならない。ただし、市長の許可を 得たときは、この限りでない。

(退場)

- 第7条 市長は、傍聴人がこの要領に違反し、又は会議を妨害するときは、退場させることができる。
- 2 傍聴人は、市長が会議を公開しないことを宣言したときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

付 則

この要領は、平成27年6月12日から施行する。

那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱

那覇市は、人や地域の力のつながりを幾重にも重ねる「ひと つなぐ まち」の実践という市政運営の基本姿勢の下、子どもの笑顔があふれるまちの実現に向け、市長と教育委員会の連携・つながりにより、次のことを大綱として教育及び文化の振興に関する施策を推進します。

1 人間性豊かな人材の育成

学校・家庭・地域が連携してつながる協働体制の下、未来を担う子どもたちに夢と希望を与え、子どもたちの可能性を伸ばす環境を整えることにより、人間性豊かで創造性・協調性に富む自立した人材の育成を図ります。

2 協働による生涯学習のまちづくり

様々な市民や団体等がつながる協働による生涯学習の取り組みを推進し、その成果が社会に還元され、その社会が市民や団体等を育むという好循環を生み出し、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくりを図ります。

3 子どもの育ちや子育て支援などの課題への対応

地域の人々や団体等をつなぐ「地域コミュニティの拠点」として学校を有効活用する取り組みを推進することにより、子どもの育ちや子育て支援などに関する本市の課題への対応を図ります。

4 スポーツ環境の整備

老若男女が広くスポーツに親しむ環境を整備し、健康長寿おきなわの復活へつなぐとともに、本市の立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりを図ります。

5 伝統文化の継承発展及び文化活動の支援

郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、継承発展させ未来へつなぐとともに、未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化活動が活発に行われるまちづくりを図ります。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第1条の3の規定に基づき定めるものです。

この大綱の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

平成27年6月12日 那覇市長 城間 幹子

1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行された。制度改革のポイントは次のとおりである。

1 改革の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、 迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど制度の抜本的改革を行うもので ある。

政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、その職務権限は従来どおりとする。

2 概要

(1)教育行政の責任体制の明確化

- ・教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置く。(13条関係)
- ・教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。(4条、7条関係)
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(13条関係)
- ・教育長の任期は、3年とする(委員は4年)。(5条関係)
- ・教育委員から教育長に対し、教育委員会議の招集を求めることができる。(14条関係)また、 教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。(25条関係)

(2)総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。(1条の4関係)
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本 的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。(1条の3関係)
- ・会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき 措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重し なければならない。(1条の4関係)

(3)国の地方公共団体への関与の見直し

・いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条を見直す。(50条関係)

(4)その他

- ・総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。(1条の4⑦、14条⑨関係)
- ・現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。(附則2条関係)

4 施行期日 平成 2 7 年 4 月 1 日

【参照条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正後)

(総合教育会議)

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並び にこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため 重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる 場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が書されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

【参照条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正後)

(大綱の策定)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その 地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 (以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 法律上の大綱のあり方について

(1)経緯及び概要

平成26年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正、平成27年4月1日から施行に伴い、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針としての「大綱」を定めることとなった。

そして、大綱の策定や変更にあたり、首長は、上記の法改正に伴い新設される「総合教育会議」 において教育委員会と協議を行い、また、策定や変更を行ったときは、これを公表することとなった。

(2) 文部科学省の見解

地教行法の一部改正作業を行った文科省によると、大綱に詳細な施策まで記載する必要はなく、その記載事項は首長の判断に委ねられている。

また、地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施 策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる、と考えられることから、 首長が、総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判 断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない、としている。

また、大綱の対象期間については、地教行法では定められていないが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年~5年程度を想定、としている。

3 本市の大綱のあり方について

本市の大綱のあり方について検討する際、3つの方法が考えられる。以下(1)~(3)に、それぞれの場合のメリットとデメリットを示し、(4)で3つの方法を比較検討する。

(1)大綱を策定する場合

アメリット

「那覇市教育振興基本計画」をもって大綱に代えることをせず、大綱を策定する場合、市政運営に関する市長の基本的な考え方を盛り込むことができるため、「那覇市教育振興基本計画」に記載されていない新たな方針を示すことが可能となる。

イ デメリット

本市の教育行政を推進する体制は、現在、「那覇市教育振興基本計画」があり、その上位に「第4次那覇市総合計画」と「教育の基本理念・目標・方針」がある。ここに大綱が新たに加わると、本市の教育行政を推進する体制がより複雑なものになる。

(2)「那覇市教育振興基本計画」をもって大綱に代える場合

アメリット

本市の教育行政を推進する体制が、大綱を策定する場合よりも簡潔で把握しやすいものとなり、円滑な推進が期待できる。

イ デメリット

「那覇市教育振興基本計画」とは別の方針として、市長の教育に対する考えを大綱という形で示すことができなくなる。

(3)平成27年度は「那覇市教育振興基本計画」をもって大綱に代え、平成28年度に大綱を策定する場合

アメリット

平成27年度中に他の中核市や県内他市などの大綱を参考にして調査研究を行い、また、一般行政と教育行政の調和・連携についてより一層の促進を図る内容となるよう検討を深め、より充実した大綱にすることが期待できる。

イ デメリット

1年間のみだが、市長の教育に対する考えを大綱という形で示すことができなくなる。

(4)3つの方法の比較検討

⇒上記3つの方法のメリットとデメリットを総合的に比較検討すると、(1) 「大綱を 策定する」ことが、よりメリットが大きくデメリットが小さいと思われる。

また、今回の法律改正の目的が、「首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育 行政に連帯して責任を果たせる体制を構築する」ことであることから、市長の考え・リ ーダーシップを示し、教育委員会との協調関係を明確にするために、コミットメント的 な方針として大綱を策定することが望ましいと思われる。

4 市の教育大綱を策定する場合の検討課題

(1)大綱の内容

上記3での検討を基に、「大綱を策定する」場合、「那覇市教育振興基本計画」との整合性をとるよう努めるとともに、教育及び文化の振興に関する市長の考えの概要を示す必要があると思われる。

なお、改正地教行法においては、「教育、学術及び文化」の振興に関する大綱を定めることと されているが、「学術」は大学に関する内容であるため、本市の大綱には含めない。

(2)大綱の位置づけ、期間について

本市の大綱が、改正地教行法の規定に基づく大綱であることを明示する。

大綱の対象期間については、地教行法では定められていないが、市長の任期、国の教育振興基本計画の対象期間に鑑み、平成27年度~30年度とし、必要があれば見直しが出来ることを明示する。

(3)関係計画との関連性について

大綱(案)を作成するにあたり、市政運営に関する市長の基本的な考えに沿うとともに、下記①~⑤の計画等を参酌、整合性をとるように考慮している。

- ① 国の「第2期教育振興基本計画」(計画期間:平成25年度~平成29年度)
- ② 沖縄県教育振興基本計画(計画期間:平成24年度~平成28年度)
- ③ 那覇市の「教育の基本理念・目標・方針」
- ④ 第4次那覇市総合計画(計画期間:平成20年度~平成29年度)
- ⑤ 那覇市教育振興基本計画(計画期間:平成23年度~平成27年度) ※④とほぼ同じ体系

【参照条文】教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考】第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定) から参酌する基本的な方針

ア 今後の社会の方向性

○「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

イ 教育行政の「4つの基本的方向性」及び「8つの成果目標」

- (ア)基本的方向性1「社会を生き抜く力の養成」~多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力~
 - ○成果目標1「生きる力の確実な育成(幼稚園~高校)」
 - ○成果目標2・・・省略(大学に関する内容)
 - ○成果目標3「自立・協働・創造に向けた力の修得(生涯全体)」
 - ○成果目標4「社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成」
- (イ)基本的方向性2「未来への飛躍を実現する人材の養成」〜変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材〜
 - ○成果目標5「新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成」
- (ウ) 基本的方向性3「学びのセーフティネットの構築」 ~誰もがアクセスできる多様な学習機会を~
 - ○成果目標6「意欲ある全ての者への学習機会の確保」
 - ○成果目標7「安全・安心な教育研究環境の確保」
- (エ)基本的方向性4「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~
 - ○成果目標8「互助・共助による活力あるコミュニティの形成」

【参考】沖縄県教育振興基本計画

- ○教育の目標・・・県は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。
 - ア 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。
 - イ 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
 - ウ 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、 生涯学習社会の実現を図る。
 - エ 省略(大学に関する内容)

【参考】那覇市の「教育の基本理念・目標・方針」

ア 教育の基本理念

郷土の歴史と文化を活かし、「あけもどろの都市・なは」を拓く人間性豊かな人材の育成をめざして教育を推進する

イ 教育の目標

那覇市教育委員会は、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

- ○進取の精神と自ら学ぶ意欲をもち、心豊かでたくましく、個性的かつ創造性あふれる幼児児童生徒の育成を図る。
- ○平和で活力ある社会の形成者として、連帯と協調の精神を発揮し、郷土の文化の継承と発展に寄与する英 知と創造に富んだ心身ともに健康な市民の育成を図る。
- ○家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る教育の方途を追求し、生涯学習社会の実現を図る。

ウ 教育の方針

本市の教育の基本理念に基づき、教育の目標の実現を図るため、次の方針を定めて施策の推進を図る。

- ○生涯にわたる学習の基礎を培うため、自己教育力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図る。
- ○心身ともに健やかで、たくましく生きる青少年を育成するため、家庭教育の支援に取り組むとともに、家庭、学校、関係機関等との協働による青少年活動の促進と環境の整備充実を図る。
- ○幼児児童生徒の発達段階に応じた教育環境を整備し、生活リズムの確立を促し、教師の資質向上を図り、子 どもたちの「生きる力」を育む教育を実践する。
- ○学校における環境教育、防災教育の充実と地域と連携した教育環境の整備を進め、また、災害に強く、環境 に配慮した学校施設整備を図り、安全・安心な学校づくりを促進する。
- ○市民一人一人の生涯学習を支援するための環境の整備を図るとともに、家庭・学校・地域・関係機関等との協働のもとに生涯学習の観点に立った地域づくりを推進する。
- ○市民が、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための生涯スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図る。
- ○豊かな伝統文化の保存・継承を図り、歴史的遺産を活かしたまちづくりを促進する。
- ○国際化、情報化、少子高齢化等の社会の変化に対応した教育を推進する。

【参考】「第4次那覇市総合計画」及び「那覇市教育振興基本計画」

ア 都市像4:子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市

イ 政策1:生涯学習の推進と地域の教育力の向上

施策1:どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる 施策2:どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

ウ 政策2:子育て支援と就学前教育・保育

施策1:家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる

エ 政策3:子どもの視点に立った環境づくり

施策1:生活リズムの確立を促し生きる力を育む

施策2:子どもたちが授業に集中できる環境を整備する

施策3:地域と連携して青少年の健全育成を図る

施策4:教師の学ぶ機会を充実させる

施策5:学校施設の補修・整備をすすめる

オ 政策4:文化の継承と発展

施策1:市民の文化活動を支援する 施策2:伝統文化の保存と継承を図る



Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか?

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長(非常勤)については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか?

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、 非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等 に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を 教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか?

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。 さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか?

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか?また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか?

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議(=自由な意見交換)を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が 生じます。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか?地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか?

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育 振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4~5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。 法律詳細: http://www.mext.go.jp/b menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年 4月1日 施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した 新「教育長」の設置

POINT3

総合教育会議

すべての地方公共団体に 「総合教育会議」を設置

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と 会議の透明化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を 首長が策定



教育委員会制度、こう変わる



これまでの 教育委員会の 課題

- ▶ 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- ▶ 教育委員会の審議が形骸化している
- ▶ いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ▶ 地域住民の民意が十分に反映されていない
- ▶ 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



教育委員会 の改革

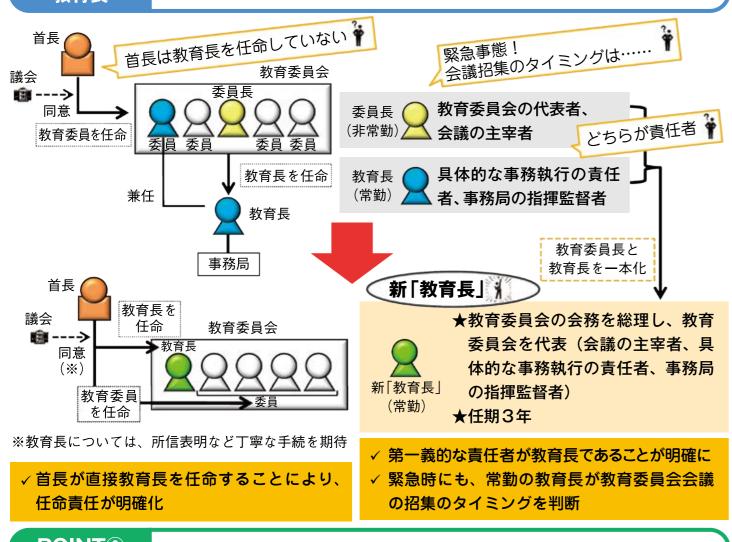
- ▶ 教育行政における責任体制の明確化
- ▶ 教育委員会の審議の活性化
- ▶ 迅速な危機管理体制の構築
- ▶ 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- ▶ いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止 のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整 は行うが、最終的な執行権限は教育 委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



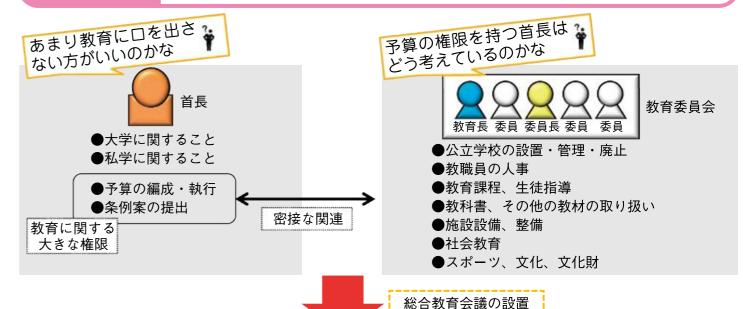
POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数 1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- □ 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
 - ✓教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



□ 首長が招集。会議は原則公開。

- 構成員は首長と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- □ 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に 講ずべき措置
- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、 首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育 政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT4

教育に関する「大綱」を首長が策定

- □ 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育 委員会は、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化